



さいたま市 定額減税補足給付金(不足額給付)のご案内

令和6年分の所得税額や定額減税の実績額が確定したのちに、実際の定額減税しきれない額と、令和6年度に実施した「定額減税補足給付金」との間で差額(不足)が生じた方等に、不足額の給付を行います。

支給の対象となる方

令和7年度個人住民税の課税自治体がさいたま市であり、次の①または②に該当する方

- ① 令和6年分所得税や定額減税の実績額が確定した際に、
令和6年度実施の「定額減税補足給付金」に不足額が生じた方
- ② **次のすべての要件を満たす方**
 - ・ 令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円
 - ・ 税制度上、「扶養親族」から外れてしまう(青色事業専従者・事業専従者(白色)や、合計所得48万超の方)
 - ・ 低所得世帯向け給付(※1)対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

(※1)低所得世帯向け給付とは、令和5年度非課税世帯への給付(7万円)、令和5年度均等割のみ課税世帯への給付(10万円)、令和6年度新たに非課税もしくは均等割のみ課税となった世帯への給付(10万円)を指します。

支給額

■ 支給の対象①に該当する方

定額減税しきれない額(※2)－令和6年度実施の「定額減税補足給付金」

(※2)定額減税しきれない額とは、以下の(ア)と(イ)の合算額を1万円単位で切り上げた額

- (ア)令和6年分所得税の定額減税しきれない額 (0円以下の場合は0)
＝ 所得税分定額減税可能額(3万円×(本人＋扶養親族等))－令和6年分所得税定額減税済額

(イ)令和6年度住民税の定額減税しきれない額 (0円以下の場合は0)
＝ 住民税分定額減税可能額(1万円×(本人＋扶養親族等))－令和6年度個人住民税所得割定額減税済額

■ 支給の対象②に該当する方

一人当たり 4 万円を上限

(令和6年1月1日時点で国外居住者であった方は3万円)

支給時期

令和7年8月下旬から順次支給

(申請が必要な方は、審査があるため、市が受理してから1～2か月後が目安です。)

支給手続き

市で対象と把握できた方には、以下の書類のうち、いずれか1つが送付されます。

■「支給決定通知書兼支給のお知らせ」が送付された方（手続不要）

「支給決定通知書兼支給のお知らせ」に記載されている振込先に給付金が支給されます。

※対象者がマイナンバーカードで公金受取口座を設定している場合は公金受取口座に支給されます。
公金受取口座を設定していない場合は、「令和6年度住民税非課税世帯物価高支援給付金(3万円)」「令和6年度低所得者支援給付金(10万円給付)及び定額減税補足給付金」または「令和5年度物価高騰対応重点支援給付金(7万円または10万円給付)」を受給した口座に支給されます(対象者本人名義で受給した場合に限ります。)

■「給付金確認書」が送付された方（手続必要）

「給付金確認書」内の2次元コードからオンライン申請をご利用いただくか、「確認書」に必要事項を記入して、添付書類とともにご提出ください。

※給付金申請書の提出が必要な方（申請必要）

転出により令和6年度の課税団体と令和7年度の課税団体が異なる方等については、個人の状況によって一部、「支給決定通知書兼支給のお知らせ」、「給付金確認書」が送付されない場合があります。その際にはお手数ですが下記コールセンターや各区役所設置の申請サポート窓口にお問い合わせください。

申請期限は令和7年10月15日(水)です。(消印有効)

Q.令和7年1月2日以降にさいたま市へ転入しました。不足額給付はどの市町村から支給されますか。

A.給付金は原則令和7年1月1日時点で住民登録のある市区町村から支給されます。よって、令和7年1月1日時点で転入前の市区町村に住民登録がある場合は、そちらから支給となります。

Q.源泉徴収票に記載されている「控除外額」の金額が支給されますか。

A.源泉徴収票の「控除外額」は、不足額給付の額を算出する際に用います。
ただし、「控除外額」に記載された金額と不足額給付の額は必ずしも一致するものではありません。

<控除外額＝不足額給付とならない例>

- ・令和6年に実施した「定額減税補足給付金」の対象となっていた場合
- ・源泉徴収票の記載以外にも収入がある場合 等



定額減税補足給付金（不足額給付）を騙った
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

市や内閣府などを騙る不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問合せ

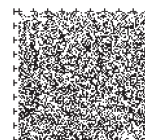
定額減税補足給付金（不足額給付）コールセンター

【(土・日曜日、祝・休日含む) 9時～17時】

電 話 0120-568-232 FAX 0120-994-954

定額減税補足給付金（不足額給付）申請サポート窓口(各区役所内)

【8月1日(金)～10月15日(水) (土・日曜日、祝・休日除く) 9時～17時】



このチラシは22,000部作成し、1部あたりの経費は、10円です(さいたま市定額減税補足給付金（不足額給付）総合事務業務のうち、印刷に要した費用です)。

この2次元コードは目の不自由な方の為の音声コードです。